

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島町港町塩口24
電話 2-9772

西ノ島町の教育活動

西ノ島町教育委員会が取り組んでいる教育活動の様子を紹介いたします。

【小中一貫教育スタート】

西ノ島小中学校がスタートして約半年が経過しました。前年度できる限りの準備はしてきたものの、実際にスタートしなければわからないことが多い、やりながら修正を加えていけばよいというスタンスでのスタートでした。今のところ大きな混乱もなく、小学生中学生が仲よく活動したり、遊んだりと微笑ましい光景が見られています。私の印象では、大半の子供たちが、「校長先生が一人になったんだ。」職員室が一つになって、先生方がたくさんおられるな」と感じているものの日常生活でそれほど大きな変化を感じている様子は伺われませんでした。しかし、六年生は、社会科と理科を中学校の

教員が、中学一年生は、教員でT2（教員二人体制）として小学校の旧担任が指導に入り、総合的な学習の時間では、六年生と中学一年生が、同じ探求課題を設定し、協力しながら課題解決をしていくなど、小学校・中学校の繋ぎ目では、切れ目のない指導を意識した指導がされています。

一方、教職員にとっては、小中一貫教育は、一大事であり、組織の変化・日常活動の変化・校長一人体制と多くの変化を感じ、戸惑いもあつたことと思いますが、前年度までに準備してきた計画に基づき、日々頑張つて指導している姿をたくさん見ることができています。先生方が、小学校の子供も中学校の子供も自分の学校の子供たちという意識を持ち、多くの教職員の目で子供たちを見守り、声かけをする、その日々の関わりの中で、子供たちも落ち着いて学校生活を送ることができて

いると感じています。まだスタートしたばかりですが、子供たちも教職員も地域の方々も「小中一貫教育になって良かった」と言える日が近いことを願っています。（文責 派遣指導主事 澤）

【ふるさと教育の推進】

前述した小中一貫教育のスタートに合わせ、小中九年間を見通したふるさと教育について整備しました。具体的には、全体計画・指導計画・つきたい力の系統表を作成しました。これらは、平成29年度より学校・家庭・地域が一体となって策定した西ノ島町教育魅力化構想「ふるさとへの誇りをもち、未来の西ノ島の担い手となる自立した15歳」の実現を目指し、学校と教育委員会（地域）が協働で作成しました。

指導計画においては、島根教育魅力化ビジョンを参考にし、小学校一・二年生では、「ふるさとを楽しむ」（日・体験・浸かる）ということをテーマに西ノ島町の様々なひと・もの・ことと積極的に関わります。小学校三・四・五年生では「ふるさとを体感する・伝える」(in/about 知る・伝える)をテーマに、社会科・総合的な学習の時間を中心に西ノ島町の歴史・文化、自然、産業（漁業・畜産・観光）を他者に伝えるという視点を持ちながら、体験的に学びます。小学校六年生・中学校一年生は、「ふるさとに向き合う」(about/for 行動・実践)をテーマに、総合的な学習の時間を中心に西ノ島町の環境・歴史・町づくりに関して探求的に学びます。前述した小六・中一の探求学習もこの中の学習活動です。中学校二・三年生では、「ふるさとのために行動する」(do)をテーマに、キャリア学習、町づくりに関する学習を行います。九年年間で学んだことを生かし、実際に町に出て実践を通し探求的に学びます。さらに、ふるさと演劇を行い、歴史・文化の学習のゴールとします。今年度は実践の年です。作成した指導計画が運用できるのか、つきたい力は適切であるのかを実践に照らし合わせ、学校・教育委員会とで協働し検証していきます。（文責 派遣社会教育主事 廣江）

いじめの積極的認知

各学校において、令和三年度第一期の問題行動報告書の作成・提出にご協力いただきありがとうございます。この調査は、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題について、一定の定義のもとで調査を行うことを通じて現状を把握し、今後の取組や積極的生徒指導の推進を図ることを目的とするものです。この「一定の定義」の中のいじめの定義には、①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること②AとBの間に一定の人的関係が存在すること③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと④当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること、という四つの要素しか含まれていません。過去に見られた「加害行為の継続性」「集団性」「一方的」等の限定した解釈ではなく、いじめに当たるか否かの判断は被害を受けた子供の立場に立って行

い、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要だと考えるからです。令和二年度の隠岐管内におけるいじめの認知件数は、一昨年度と同程度でありました。今回令和三年度第一期では、更に認知件数が増えていきます。島根県としましては、この認知件数は不祥事件数の報告などではなく、学校が丁寧に対応を行った件数の報告だと捉えています。隠岐管内の小中学校でこれまで以上に丁寧に対応し、積極的に認知していることがこの報告件数から伺うことができます。

また、この調査は目的にもあるように、報告のためや現状の把握のためだけに行っているわけではありません。発見から対応、事後の取組と引き継ぎ等、今後の校内の生徒指導体制に活かしていただきたいと思います。

（『いじめの認知について 文部科学省』『生徒指導リーフ 11.19.』より一部抜粋）
（文責 藤野）